◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤井 要君) 日程第2、議案第11号 令和元年度松崎町介護保険特別会計補正予算 (第2号) についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(長嶋精一君) 議案第11号 令和元年度松崎町介護保険特別会計補正予算(第2号) についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

(健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明)

○議長(藤井 要君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番(髙栁孝博君) 14ページですけれど、2款1項9目居宅介護サービスの関係ですが、 これは100万ほど減っている、減になったわけですけれど、先ほど、思ったより件数が少なか ったということで在宅介護っていうのを重く考えているように思うんですけれど、これが減 ったというのは単純に件数が減ったのか、それとも、在宅介護から、在宅ではなくなって施 設で介護するようになってしまったという事なのか、そこの解釈がもしわかりましたら。

それから、下の15ページ、関連があるのかなと思ったのですが、15ページの2款4項1目のところで、高額介護サービスというのが、同じくたまたま、金額が一緒なんですけれど、高額介護サービスというのが増えていますので、高額の方へと移っていく、高額介護サービスというのは、どういうサービスに移っていったのか、関連があるのかちょっとわからないんですけれど、そのあたりもしわかりましたら、お願いします。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 2点ほど御質問がございました。まず、14ページの2款1項9目の居宅介護サービス計画給付費の100万円の減でございます。こちらは、居宅介護に関わりますケアプランの作成というような形になりますけれども、こちらでいきますと、件数的な、やっぱり減、全体的に今給付費の状況を見ますと、先ほど申しましたが、施設系は伸びているんですけれども、居宅系は減少傾向、事業所の方も限られているものですので、その利用が少なければ、当然減ってくるのかなということで、今回、たまたまそういうような結果になったのかなということで捉えております。

それから、15ページの高額介護のサービス関係でございます。こちらは、よく国保なんか

で、医療保険なんかですと高額療養費っていうのがあると思います。介護保険のほうも、同様に、高額介護サービスというのがございまして、一般の方ですと、月額大体44,400円だったと思いますけれど、それ以上越えたものについては、払い戻しを受けるというものでございます。こちらにつきましたは、やっぱり、サービスでやっぱり、同じ方で、月の中で、多く使えば、それだけの、こちらの保険給付っていうのは増えてくるものですから、たまたまちょっと、そういった利用が多かったのかなという事じゃないかなと考えております。

- ○議長(藤井 要君) ほかに質疑はありませんか。
- ○1番(田中道源君) 2ページ9款、歳入の9款の繰入金の所についてもう少し、説明をいただいても宜しいでしょうか。2ページの歳入歳出の9の繰入金のところが、ですね、一般会計の繰入金が減って、基金の繰入金のほうを上げている、この詳しい説明をいただけますでしょうか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 2ページの 9 款の繰入金の所、ということでありましたけれ ど、詳細につきましては、11ページですね、 9 款の繰入金の所に、それぞれ一般会計の繰入金っていうのがあったり、基金からの繰入金がございます。今回、歳出のところで、 2 款の 保険給付費90万円が減額になっております。それぞれ、給付費につきましては、国がいくら 負担しますよ、県がいくら負担しますよ、支払い基金がいくら負担しますよ、町がいくら負担しますよという定率が決まっておりますので、まず、給付費につきましては、歳出のほうが減れば、当然そこで減ってくると。その分については、繰入金を・・、一般会計からの繰入金、町が大体、12.5%だったものですから、その分が減ってくるわけで、繰入額を減らしたということで、介護保険特別会計の一般財源のほうへ振り替えたというような内容でございます。あと、介護給付費以外もですね、地域支援事業、 4 款のほうの地域支援事業の関係、こちらも介護予防の関係とか包括的支援事業、任意事業というのがあって、要は地域の体制作り的な・・、例えば在宅医療介護連携の事業ですとか、地域ケア会議の関係ですとか、そういった経費なんかもちょっと、歳出なんかも減額しているものですから、それに応じて一般会計から、繰り入れていたものを、減らしたというような形になります。

以上の回答でおわかりでしょうか。

- ○議長(藤井 要君) ほかに質疑はございませんか。
- ○2番(鈴木茂孝君) 3ページです。1款4項の趣旨普及費というところですけれども、34万9千円補正をとっていて、1万円しか使っていないんですけれど、これは、何か理由があってのことでしょうか。

- ○健康福祉課長(新田徳彦君) ここにつきましては、歳出の13ページですかね、1款4項1目の趣旨普及費というのが、ございます。33万9千円印刷製本費ということで、なっているんですけれど、ここにつきましてはですね、介護保険制度の周知ですとか、保険料が上がった時に、保険料がこういうふうになりましたよ、ですとか、制度改正があった時の為に、そういった印刷物を各戸配布したりとか、いうようなことでやったのですけれど、当面町民の皆さんに対して、今回変更となるような、ものがなかったものですから、たまたま大きな制度改正があれば、ここでお金を使う予定だったんですけれど、そういったものが無かったものですから、今回は一応不要額という形で、減額をさせてもらった次第であります。
- ○議長(藤井 要君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 令和元年度松崎町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての 件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。